

平成22年度 ひょうご日本語地域講座推進事業 実施要綱

1 目的

世界の人々とともに生きる国際性豊かな社会の実現をめざし、地域に定住する外国人県民の日常的な日本語会話能力の向上と良好な地域コミュニティの形成を促進するため、ボランティア団体等が実施する「日本語講座」に対して支援を行う「ひょうご日本語地域講座推進事業」（以下「事業」という。）を実施する。

2 事業主体

公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「協会」という。）は、ボランティア団体等との共催により事業を実施する。

3 事業内容

事業は次により実施する。

(1) 講座の内容

次の①～⑤の要件を全て満たす「日本語講座」（以下「講座」という。）を対象とする。

- ①団体：地方公共団体、同外郭団体が主体となった団体でないこと。
- ②内容：兵庫県下に在住し、基礎的な日本語の日常会話について学習を必要とする外国人等に対して、日本語会話・識字能力を付与することを目的として開設する講座であること。
- ③回数：前記の目的のため、反復・継続して開催されるものであること。
（概ね、月4回以上開催し3ヶ月以上継続する講座、或いは、12回以上継続して開催される講座。）
- ④受講者数：原則として、平均3名程度の受講者をもつ講座であること。但し、学習効果等を考慮し、講師1名生徒1名のマンツーマン形式により行われる講座についてはこの限りではない。
- ⑤その他 ア 営利を目的とした講座でないこと。
イ 受講者及び支援者の募集は、公開により広く行われている講座であること。

(2) 共催団体の選考基準

- ①計画の内容、効果、地域バランス、団体の運営状況、受講者数等を総合的に審査し、可否を決定する。
- ②新たに開設する講座を優先する。
- ③通算して3年度共催実績のある団体の講座は対象としない。
但し、平成19年度以前に共催実績のある団体の講座については激変緩和措置として、3年度の共催期間が経過した時点より（但し、平成19年度において3年度を経過している場合は、平成20年度より）最大で3年度に限り、共催することができる。

(3) 経費

協会は、予算の範囲内において、次の経費を負担する。

①対象経費

- ア 講座開設に要する会場借上費（共益費含む。）及び日本語講座講師の交通費（団体の設けた支給基準に基づき支払われたものに限る。）。
- イ その他、団体と協議の上、協会が特に必要と認めた経費。

②限度額等

- ア 1回当たり限度額：5,000円
- イ 講座当たり限度額：200,000円
- ウ 1団体あたり3講座までとする。
（複数の講座を共催するにあたっては、協会との協議が必要。）

但し、平成20年度以前に通算して3年度共催実績のある団体の講座については、下記のとおりとする。

- ア 1回当たり限度額：5,000円
- イ 講座当たり限度額：150,000円

ウ 1 団体あたり 3 講座までとする。

(複数の講座を共催するにあたっては、協会との協議が必要。)

③負担及び請求方法

ア 団体は年間開催計画を協会と協議し、共催事業として承認を得た講座について会場を確保し、会場借上費等を立て替え払いするものとし、事業完了後に実績報告書に証拠書類を添付して、事業経費を協会に請求する。

イ 協会は、団体から提出のあった実績報告書及び証拠書類を審査し、団体に対して、費用弁償する。

平成22年度 ひょうご日本語地域講座推進事業実施細則

1 趣 旨

平成22年度のひょうご日本語地域講座の実施にあたり、「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に定めるほか、その細部の取り扱い等について定める。

2 事業の進め方

(1) 計画申請

事業の実施を希望する団体は、「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業計画承認申請書」（様式1）により協会に申請する。

(2) 計画承認

申請を受けた協会は、団体の運営状況、計画の妥当性、有効性、地域バランス、受講者数等を考慮し、共催について可否を決定し、「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業計画承認通知書」（様式2）をもって申請者に通知する。

(3) 講座の開催

団体は承認を受けた「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業計画承認通知書」（様式2）に基づき日本語講座を実施する。また、要綱に定める対象経費を立て替え払いする。

(4) 計画中止

①事業計画の承認を受けた団体は、当該事業を中止する場合、中止事由の発生後概ね1か月以内に「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業中止承認申請書」（様式3）を協会に提出する。

②協会は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業中止承認通知書」（様式4）をもって申請者に通知する。

(5) 実績報告及び請求

団体は事業完了後に「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業完了実績報告書・請求書」（様式5）に証拠書、「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業実績整理票」（様式6）及び、「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業 講師交通費受領整理票」（様式7）を添付し、平成23年4月15日（金）までに協会へ報告する。

(6) 費用弁償

協会は前記「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業完了実績報告書・請求書」（様式5）の内容を審査し、団体に対して所要の経費を費用弁償する。

(7) その他

団体は、協会から活動状況等の報告を求められた場合は、これに協力する。

3 負担対象経費の審査基準

費用弁償の対象となる経費について、協会は、実施要綱に定めるほか、次の点について審査し、費用弁償の適否を決定する。

(1) 会場借上費

施設管理者の発行した領収書等で、使用日時、使用目的、使用者名、使用料の決済状況等、実施要綱に定める要件が確認できる証拠書を徴し、費用弁償の適否を審査する。

(2) 交通費

「日本語講座講師に対する交通費支弁基準」（例）及び「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業講師交通費受領整理票」（様式7）により、受領事実を確認し適否を審査する。

(様式1)

平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業 計画承認申請書

平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県国際交流協会
理事長 齋藤 富雄 様

(申請者名)

所在地

名 称

代表者

職氏名

印

次により、平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業を貴協会との共催により実施したく申請します。

| | | | | | |
|---------|---------------------------|--|------|-----|--|
| 主催者 | 主催者(団体)名 (活動開始年月日) () | | | | |
| | 代表者職・氏名 | | | | |
| | 住所 | 〒 | | | |
| | TEL・FAX・E-mail | TEL: | FAX: | | |
| | | E-mail: | | | |
| | 担当者氏名 | | | | |
| 日本語講座 | 講座名 | | | | |
| | 開設場所 | | | | |
| | 教師数(回あたり) | | | | |
| | 開催日時・回数等 | | | | |
| | 開催目的 | | | | |
| | ・対象者国籍 | | | | |
| | ・対象人数 | | | | |
| | ・講座内容等 | | | | |
| | ・受講者及び支援者の募集 | 募集の方法 | | | |
| | | 当協会のホームページ等へのこの講座の掲載の可否 ※講座名、団体名、開設場所、連絡先(電話番号)の掲載を予定。 (可 ・ 否) | | | |
| 収支計画(円) | | 収 入 | | 支 出 | |
| | 兵庫県国際交流協会 | 円 | 会場費 | 円 | |
| | 自主財源 | 円 | 交通費 | 円 | |
| | 負担金 | 円 | その他 | 円 | |
| | | 円 | | 円 | |
| | | 円 | | 円 | |
| | 計 | 円 | 計 | 円 | |

(注)講師交通費の負担を当協会に求める場合は、貴団体の「交通費支給基準」を添付して下さい。

(様式2)

平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業 計画承認通知書

兵国協 第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人兵庫県国際交流協会
理事長 齋藤 富雄

このたび申請のあった次の日本語講座について共催します。
ただし、「平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業実施要綱」3(3)②の経費の負担については、下表の「兵庫県国際交流協会負担額」の項に表示した金額を支払限度額とします。

| | |
|---------------|---|
| 主 催 団 体 名 | |
| 事 業 (講 座) 名 | |
| 兵庫県国際交流協会負担額 | 円 |
| 【参考】貴団体申請額 | 円 |

(様式3)

平成22年度 ひょうご日本語地域講座推進事業 中止承認申請書

平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県国際交流協会
理事長 齋藤 富雄 様

(申請者名)

所在地

名 称

代表者

職氏名

㊟

平成 年 月 日付で計画承認のあった平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業について、次のとおり中止したいので、承認願いたく実施細則 2 (4) の規定により申請します。

記

1 中止の理由

2 中止予定年月日 平成 年 月 日

(様式4)

平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業 中止承認通知書

兵国協 第 号

平成 年 月 日

様

公益財団法人兵庫県国際交流協会
理事長 齋藤 富雄

平成 年 月 日付中止承認申請書により申請のあった、平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業については、申請書に記載のとおり中止を承認します。

(様式5)

平成22年度 ひょうご日本語地域講座推進事業 完了実績報告書・請求書

平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県国際交流協会
理事長 齋藤 富雄 様

所在地

名称
代表者
職氏名

印

貴協会と共催した下記の講座について実績を報告するとともに、経費を請求します。

記

1 対象講座名

2 事業着手年月日 平成 年 月 日

事業完了年月日 平成 年 月 日

3 開催回数の総数 _____回
(月平均開催数_____回)

4 受講者数 ・延べ受講者数_____名
・一回当たりの受講者数_____名

注：協会が交通費を負担していない講師が担当した受講者がいる場合は、その受講者も含んだ数で記入ください。

5 請求金額 _____円 (※計画承認額を超える額は不可)

ただし、計画承認額 _____円

<経費総計>

| | |
|----------|---|
| 会場借上費 | 円 |
| 日本語講師交通費 | 円 |
| 計 | 円 |

※ 振込口座 _____銀行 _____支店

普通・当座 No. _____

(フリガナ)
口座名義 _____

6 添付資料

(1) 平成22年度ひょうご日本語地域講座推進事業実績整理票 (計 _____枚)

(2) 出納関係証拠書

①会場借上費領収書 (計 _____枚) (※A4版台紙にのり付け。)

②講師交通費受領整理票 (計 _____枚)

③振込口座通帳の初めのページのコピー (口座名の明記してあるページ)

日本語講座講師に対する交通費支弁基準（例）

1 趣旨

この基準は【主催団体名】が【日本語講座名】を開催するにあたり招聘する日本語講師（以下「講師」という。）が自宅或いは勤務先（以下「起点」という。）から当該講座の会場までの往復に交通費を要した場合に、その交通費の一部或いは全部の支給方法を定める。

2 支給要件

次の要件の全てを満たす場合、【主催団体名】は講師に対して交通費を支給する。

- （1）最も経済的な通常の経路及び方法であること。
- （2）講師が現実に金員を支出していること。

3 支給金額

【主催団体名】が講師に支給する交通費は次により算定した額の範囲内で【主催団体名】が決定する。

- （1）鉄道、バス等公共交通機関を使用した場合は、その路程に応じた旅客運賃。
- （2）講師が所有する自動車、二輪車等を使用した場合は、次に定める金額（往復分）。

| | |
|---|-------|
| ア 起点から当該講座の会場までの距離（以下「対象距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である場合 | 95 円 |
| イ 対象距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合 | 195 円 |
| ウ 対象距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である場合 | 310 円 |
| エ 対象距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である場合 | 420 円 |
| オ 対象距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合 | 540 円 |
| カ 対象距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である場合 | 650 円 |
| キ 対象距離が片道 30 キロメートル以上である場合 | 770 円 |

4 支給方法

【主催団体名】は講師に対して前条で算定した交通費を、通貨で直接支払う。当該交通費を受領した講師は【主催団体名】に対して受領を証する書面を提出する。

附 則

- 1 この基準は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。